

(平成24年11月21日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認釧路地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
国民年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和35年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年9月1日から同年10月1日まで

厚生年金保険の加入記録について年金事務所に照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答を得た。A社には、B支社と本社で途切れることなく勤務した。昭和35年9月は、B支社から本社に転勤した時期であり、その際の手続の誤りと思われるので、保険料控除の証明となる資料は無いが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び当時の複数の同僚の供述から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（同社B支社から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、昭和35年9月1日に異動のためにA社B支社において厚生年金保険の被保険者資格を喪失した33名のうち、同社C支社に異動となった15名全員が同年9月1日に同資格を取得していることに加え、申立人と同様の欠落期間のある同僚のうち、当時の状況について記憶のある者は、いずれも同年9月に異動したと供述していることから、同年9月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社における昭

和 35 年 10 月の社会保険事務所（当時）の記録から、1 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は平成 10 年 9 月 2 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主は既に死亡している上、解散時の事業主は、当時の資料が残っていないことから不明である旨回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C営業所における資格取得日に係る記録を昭和40年6月21日、同社D出張所における資格取得日に係る記録を44年9月21日に訂正し、40年6月から同年7月までの標準報酬月額を3万9,000円、44年9月の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。また、申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和15年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和40年6月21日から同年8月1日まで
② 昭和44年9月21日から同年10月21日まで

A社に勤務していた期間のうち申立期間①及び②における厚生年金保険の加入記録が確認できない。

同社に入社してから退職するまでの間、継続して勤務していたので、両申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、雇用保険の加入記録、申立人と同時期にA社D出張所から同社C営業所に異動した複数の同僚の供述及び当該同僚の一人が所持する申立期間①の給与明細書から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（昭和40年6月21日に同社D出張所から同社C営業所に異動）、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、A社C営業所における昭和40年8月の社会保険事務所（当時）の記録から3万9,000円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録によると、A社C営業所は、昭和40年8月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①は、適用事業所となっていない。しかし、同社は法人事業所であり、5人以上の従業員が常時勤務していたことが確認されたことから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、納付したか否かについては不明としているが、申立人の申立期間①においてA社C営業所は厚生年金保険の適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、申立人の申立期間①に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②については、雇用保険の加入記録及び申立人と同時期にA社C営業所から同社D出張所に異動した複数の同僚の供述から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（昭和44年9月21日に同社C営業所から同社D出張所に異動）、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、A社D出張所における昭和44年10月の社会保険事務所の記録から6万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付したか否かについては不明である旨回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年2月から10年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年2月から10年3月まで
30歳になる前、社会保険事務所(当時)から免除していた保険料を支払うと正規の年金が支給されるとの案内をもらい、過去の免除分の保険料を一括で納付した。申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成7年2月から同年3月までの期間は、オンライン記録上では免除記録とはなっておらず、8年6月6日に当該期間に係る納付書が発行された記録があることや、「2か月分だけ納付書が後から届いたかもしれない」との申立人の供述から、当該期間は免除期間ではなかったと考えるのが自然であり、当該期間の保険料をその後の一括で免除されていた期間の追納保険料と一緒に納付することは、時効のためできなかったものと推認される。

また、申立人は、当該期間の保険料の納付について、「後から届いた納付書により後日納付したかもしれない。」と供述しているが、納付した時期、場所及び納付金額についての具体的な記憶は無く、保険料納付状況については不明である。

一方、申立人は平成7年4月から10年3月までの保険料の納付について、数十万円を金融機関から用立てて納付したと供述しているが、納付した時期、場所及び納付金額についての具体的な記憶は無く、当該期間の保険料納付状況については不明であり、ほかに申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。